令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名（法人のみ）

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八の二に基づく登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録申請

今般、貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車の運行の安全の確保に関する業務を行うに当たり必要な事項に関する知識を習得させるための講習を行うため、下記事項とともに関係書類を添えて申請します。

記

１．貨物軽自動車安全管理者講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏名又は名称

住　　所

代表者名（法人のみ）

２．講習事務を行う事務所の名称及び所在地

名　　称

所 在 地

３．講習事務の開始予定日

令和　　年　　月　　日

添 付 資 料 一 覧 表

○申請書に以下の書類を添付

１．登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類

ハ　講習事務に関する組織図

２．登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書類

３．貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材を用いて貨物軽自動車安全管理者講習が行われるものであることを証明する書類

①　テキスト

②　講習カリキュラム中の各講習項目に使用するテキストの具体的なページ番号とその概要を示した書類

４．貨物軽自動車安全管理者講習の講師が以下の条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類

①　18歳以上であること

②　過去２年間に貨物軽自動車安全管理者講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又は貨物自動車運送事業法体系に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者でないこと

③　運行管理者資格者証の交付を受けている者であって、１年以上運行管理者として職務を行った経験を有する者又は貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成24年国土交通省告示第1459号）の別表第二に掲げる研修を修了している者

※①②については、適合する旨を宣誓する書類（添付様式１）

※③については、下記（イ）又は（ロ）の書類

（イ）運行管理者資格者証の写し、運行管理者として従事していた自動車運送事業者の名称、選任されていた営業所の名称とその期間を記載した書類

（ロ）運行管理者資格者証の写し、当該研修を修了していることを証明する書類

５．貨物軽自動車安全管理者講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

６．登録を受けようとする者が以下の条件のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

①　貨物自動車運送事業法体系に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

②　貨物軽自動車安全管理者講習機の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

③　法人であって、その役員のうちに①②のいずれかに該当する者があるもの

※①②③に該当しない者であることを宣誓する書類（添付様式２）

７．次の事項を記載した、講習事務の実施に関する規程（以下「講習事務規程」という。）

・貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請に関する事項

・貨物軽自動車安全管理者講習の日程、公示の方法その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施の方法に関する事項

・貨物軽自動車安全管理者講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

・貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

・貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項

・講習事務に関する秘密の保持に関する事項

・帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

・講習事務に関する公正の確保に関する事項

・不正な受講者の処分に関する事項

・貨物軽自動車安全管理者講習の実施に必要な講師の補助者を配置する場合は、補助者の基準に関する事項

・その他講習事務の実施に関し必要な事項

添 付 資 料 一 覧 表

○申請書に以下の書類を添付

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **提出が必要な書類** | **補足** |
| １ | 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる書類  イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書  ロ　役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類  ハ　講習事務に関する組織図 |  |
| ２ | 登録を受けようとする者が個人である場合には、住民票の写し若しくは個人番号カード（表面）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類並びに履歴を記載した書類 |  |
| ３ | 貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材を用いて貨物軽自動車安全管理者講習が行われるものであることを証明する書類 | * テキスト * 講習カリキュラム中の各講習項目に使用するテキストの具体的なページ番号とその概要を示した書類 |
| ４ | 貨物軽自動車安全管理者講習の講師が以下の条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類   1. 18歳以上であること 2. 過去２年間に貨物軽自動車安全管理者講習の実施に関する事務に関し不正な行為を行った者又は貨物自動車運送事業法体系に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者でないこと 3. 運行管理者資格者証の交付を受けている者であって、１年以上運行管理者として職務を行った経験を有する者又は貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領（平成24年国土交通省告示第1459号）の別表第二に掲げる研修を修了している者 | ①②関係   * 適合する旨を宣誓する書類   ③関係   * （イ）（ロ）のいずれかの書類  1. 運行管理者資格者証の写しと、運行管理者として従事していた自動車運送事業者の名称、選任されていた営業所の名称とその期間を記載した書類 2. 運行管理者資格者証の写しと、当該研修を修了していることを証明する書類 |
| ５ | 貨物軽自動車安全管理者講習の講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類 |  |
| ６ | 登録を受けようとする者が以下の条件のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類   1. 貨物自動車運送事業法体系に基づく命令・処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者 2. 貨物軽自動車安全管理者講習機の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 3. 法人であって、その役員のうちに①②のいずれかに該当する者があるもの | * 該当しない者であることを宣誓する書類 |
| ７ | 次の事項を記載した、講習事務の実施に関する規程（以下「講習事務規程」という。）   * + 貨物軽自動車安全管理者講習の受講の申請に関する事項   + 貨物軽自動車安全管理者講習の日程、公示の方法その他貨物軽自動車安全管理者講習の実施の方法に関する事項   + 貨物軽自動車安全管理者講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項   + 貨物軽自動車安全管理者講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者   + 貨物軽自動車安全管理者講習修了証明書の交付及び再交付に関する事項   + 講習事務に関する秘密の保持に関する事項   + 帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項   + 講習事務に関する公正の確保に関する事項   + 不正な受講者の処分に関する事項   + 貨物軽自動車安全管理者講習の実施に必要な講師の補助者を配置する場合は、補助者の基準に関する事項   + その他講習事務の実施に関し必要な事項 |  |

（様式１）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

宣誓書

以下に記載の講師は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の三第一項第一号及び第二号に該当することをここに宣誓します。

講師名

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名（法人のみ）

貨物自動車運送事業法（抄）

（登録の要件等）

第五十八条の三　国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る貨物軽自動車安全管理者講習について、当該講習に必要な書籍その他の教材を用いて、次の各号に掲げる講師の条件のいずれにも適合する者に講義を行わせるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一　十八歳以上であること。

二　過去二年間に第三項第三号に規定する講習事務に関し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者でないこと。

三　（略）

２・３（略）

（様式２）

令和　　年　　月　　日

国土交通大臣　殿

宣誓書

今般の貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八の二に基づく登録貨物軽自動車安全管理者講習機関の登録申請に伴い、同法第五十八条の三第二項各号のいずれも該当しないことをここに宣誓します。

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名（法人のみ）

貨物自動車運送事業法（抄）

（登録の要件等）

第五十八条の三　（略）

２　国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一　この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二　第五十八条の十三の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　法人であって、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

３　（略）